森林・環境啓発事業助成金の取扱について

1 対象活動の内容

本事業で対象とする活動は次のとおりとする。

- ○森林の有する多様な機能とそれを支える林業並びに自然環境について、広く一般の 人々の認識と理解を深めるための活動
 - (1) 森林や自然環境の整備・保全に係る知識の普及啓発活動
 - (3) 林業・木材産業等森林関連産業の振興発展に寄与する活動
 - (4) 都市と山村の交流促進による森林整備・自然環境保全等の促進活動
 - (5) 青少年への森林及び山村の伝統的文化、技術の継承活動

2 具体的活動例

区分	活動例		
野外学習・活動	植樹・育林体験		
	林業・木材産業・山村文化体験		
	森林・自然環境教育(自然観察会・保全活動等)		
	その他 (森林・自然環境・木材・木工等との関連があるもの)		
イベント	講演会(森林・自然環境・木材・木工等との関連があるもの)		
	木工・クラフト教室、山菜等料理教室		
	森林・自然環境・木工等関連コンクール		
	森林・自然環境・木材等関連展示・アトラクション		
	苗木・教材等の配付		
	緑の祭り等		
	その他 (森林・自然環境・木工等との関連があるもの)		

3 森林・環境啓発事業助成金使途区分本事業の使途は、別表のとおりとする。 なお、他の行事の一部もしくは併催して実施する場合は、関係分のみを対象とする。

4 適用時期

平成28年度分の助成金から適用する。

別表 森林・環境啓発事業助成金使途区分

使途区分	内容 (主な事例)	摘要
人件費	賃金	・会員以外の者を雇用して、作業に従事させた場合の賃金 ・会員等の作業賃金は対象外
謝金	外部講師・指導者に対する謝金	・主催者等関係者分は対象外
旅費	講師及び講師補助者の費用弁償	 イベント主催者の事務費的旅費やイベント参加者の会場集合に係る経費は対象外 ・宿泊費は原則として、対象外。(ただし、講演会での講師等の費用弁償については、実体に応じて判定) ・バスの借り上げ料等移動にかかる経費は対象外。(ただし、地域で保有するマイクロバス等の利用に当たって、やむを得ず運転資格者を雇用する場合の日当については、1人1日当たり2万円の範囲内で経費として認める。)
需用費 消耗品費	教材冊子費、イベント用消耗品費 苗木、支柱、肥料等 標示板・標柱等 木エ・クラフト等教材費 作業用・工作用工具等(機械類は不可) 安全防護用品(ヘルメット、軍手等) PR 用グッッズ、記念品 イベント用食材 その他	・山菜料理等参加者への提供用料理の食材費

需用費	燃料費	作業用機械等燃料費、暖房費	
	印刷製本費	チラシ、ポスター、掲示用資料	
	その他	参加者の傷害保険料、イベント保険	
		広告料	
	食糧費	原則不可	イベント用食材は消耗品費対応
使用料及び賃借料		会場借り上げ料	・テント設営費等を含む (委託料可)
		作業用機械類、イベント用品のレンタル料	
通信運搬費		案内通知等通信運搬費	
委託料			・専門的技術、保有機械等の実態から申請団体の会員のみでは実施が困難な部分
			のみに係る作業の委託経費